令和３年（2021年）１２月１日
総　務　委　員　会　資　料
企　画　部　財　政　課

（第７１号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）の施行に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

１　改正の主な内容
（１）共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みへの変更（住棟認定の導入）に伴う規定整備
（２）住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施することに伴う規定整備
（３）認定審査に係る想定所要時間の変更等に伴う手数料の額の改定

２　施行日
令和４年２月２０日

３　新旧対照表
別紙のとおり

（別紙）

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
１	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
８４	（略）	（略）	（略）
８４の２	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請１件につき、次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、⑴のアの㈠又はイの㈠に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、⑵のアの㈠又はイの㈠に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について９１の２の項に掲げる額（当該申出に係る計画に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、	認定申請のとき

現行

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
１	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
８４	（略）	（略）	（略）
８４の２	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請１件につき、次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、⑴のアの㈠、イの㈠又はウの㈠に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、⑵のアの㈠又はイの㈠に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について９１の２の項に掲げる額（当該申出に係る計画に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築	認定申請のとき

			建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第９条の３の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに８６の２の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第８７条の４に規定する昇降機（以下この項及び次項において「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の２の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） (1)　住宅を新築しようとする場合　次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計（以下この項及び次項において「床面積」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア　当該申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第５項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 (ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　７，１００円 (ｲ)　（略） (ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，				主事が、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第９条の３の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに８６の２の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第８７条の４に規定する昇降機（以下この項及び次項において「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の２の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（当該額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (1)　住宅を新築しようとする場合　次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア　当該申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (ｱ)　床面積の合計（以下この項及び次項において「床面積」という。）が１００平方メートル以下のとき　７，２００円 (ｲ)　（略） (ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，	

			０００平方メートル以下のとき　２２，０００円 (ｴ)　（略） (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　５７，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　９４，０００円				０００平方メートル以下のとき　２３，０００円 (ｴ)　（略） (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　６１，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１０４，０００円 イ　当該申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条第１項の設計住宅性能評価書（同法第５条第１項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第８１条第２項第１号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合 (ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　１６，０００円 (ｲ)　床面積が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のとき　５７，０００円 (ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき　９２，０００円 (ｴ)　床面積が１，０００平方メートルを超え

イ　ア以外の場合

(ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　５２，０００円

(ｲ)　床面積が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のとき　１２２，０００円

(ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき　１９６，０００円

(ｴ)　床面積が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以下のとき　３８６，０００円

(ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　６９１，０００円

(ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１，１８８，０００円

(2)　住宅を増築し、又は改築しようとする場合

次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積

２，５００平方メートル以下のとき　１７２，０００円

(ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　２９５，０００円

(ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　４５５，０００円

ウ　ア及びイ以外の場合

(ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　４７，０００円

(ｲ)　床面積が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のとき　１０９，０００円

(ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき　１７５，０００円

(ｴ)　床面積が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以下のとき　３４５，０００円

(ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　６１７，０００円

(ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１，０６２，０００円

(2)　住宅を増築し、又は改築しようとする場合

次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の

			に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア　当該申請に併せて⑴のアに規定する書類が提出された場合 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　８５，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１４０，０００円 イ　ア以外の場合 (ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　７８，０００円 (ｲ)　床面積が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のとき　１８３，０００円 (ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき　２９３，０００円 (ｴ)　床面積が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以下のとき　５７９，０００円 (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　１，０３７，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１，７８２，０００円				合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア　当該申請に併せて⑴のアに規定する書類が提出された場合 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　８８，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１５１，０００円 イ　ア以外の場合 (ｱ)　床面積が１００平方メートル以下のとき　６８，０００円 (ｲ)　床面積が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のとき　１６０，０００円 (ｳ)　床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき　２５５，０００円 (ｴ)　床面積が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以下のとき　５０４，０００円 (ｵ)　床面積が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき　９０３，０００円 (ｶ)　床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき　１，５５２，０００円	
	８４	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定		８４	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定

の３	の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	変更認定申請１件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項(1)のアの(ｱ)から(ｶ)まで又はイの(ｱ)から(ｶ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)のアの(ｱ)又はイの(ｱ)に掲げる額）、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては同項(2)のアの(ｱ)から(ｶ)まで又はイの(ｱ)から(ｶ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)のアの(ｱ)又はイの(ｱ)に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について９１の２の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに８６の２の項に掲げる額の手数料を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の２の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	申請のとき	の３	の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	変更認定申請１件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項(1)のアの(ｱ)から(ｶ)まで、イの(ｱ)から(ｶ)まで又はウの(ｱ)から(ｶ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)のアの(ｱ)、イの(ｱ)又はウの(ｱ)に掲げる額）、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては同項(2)のアの(ｱ)から(ｶ)まで又はイの(ｱ)から(ｶ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)のアの(ｱ)又はイの(ｱ)に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について９１の２の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに８６の２の項に掲げる額の手数料を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の２の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額（当該額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	申請のとき
８４	長期優良住宅	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づ	変更認定	８４	長期優良住宅	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づ	変更認定

の４	の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第３項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	く建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料　２，３００円	申請のとき
８４の５	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料　２，３００円	承認申請のとき
８４の６	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１３１	（略）	（略）	（略）

別表第３　（略）

の４	の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	く建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料　２，１００円	申請のとき
８４の５	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料　２，１００円	承認申請のとき
８４の６	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１３１	（略）	（略）	（略）

別表第３　（略）

附　則 （施行期日） １　この条例は、令和４年２月２０日から施行する。 （経過措置） ２　改正前の別表第２の８４の３の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の事務に係る中野区事務手数料条例第１条に規定する事務手数料については、なおその効力を有する。この場合において、同表８４の３の項中「、イの(ｱ)から(ｶ)まで又はウの(ｱ)から(ｶ)まで」とあるのは「又はイの(ｱ)から(ｶ)まで」と、「、イの(ｱ)又はウの(ｱ)」とあるのは「又はイの(ｱ)」とする。	